

議案第10号

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第27号）が施行されることに伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件について見直しを行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成6年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。